

碧南市訪問看護
介護システム更新業務仕様書

令和5年8月

碧南市

目 次

1	施設概要	p 2
2	システム導入の目的	p 2
3	基本要件	p 2
4	機器仕様	p 3
5	システム概要	p 4

1 施設概要

(1) 施設名称

所在地： 愛知県碧南市平和町3丁目6番地

施設名： 碧南市訪問看護ステーション
碧南市居宅介護支援事業所

(2) 納品期日

令和6年6月30日（日）

2 システム導入の目的

介護保険事業における業務支援システム導入による以下の事項の業務改善を行う。

(1) 情報の統合管理

(2) 各種業務の省力化

(3) 統計資料（実績データの抽出）の充実

3 基本要件

(1) 基本的要件

ア 訪問看護介護システム

(ア) 令和6年7月には確実に稼働できること。

(イ) 構成については、クラウド方式とし、クライアントパソコン17台、タブレット14台で使用する。クライアントパソコンは碧南市役所支給のパソコンとし、タブレットは訪問看護ステーションで導入済のタブレットとする。

(ウ) システムは、常に安定したレスポンスで稼働でき、システム構成可能な容量であること。データを5年間保存できること。

(エ) 愛知県国民健康保険団体連合会への請求データ伝送に対応できること。伝送に必要なインターネット回線及び、国民健康保険中央会介護伝送ソフトは施設側で用意するものを使用すること。

(オ) 全てのクライアントにおいて、導入した訪問看護介護システムの全ての機能が利用できること。

(カ) 5年間分のソフトウェア保守料、介護保険法改正対応費用を含むこと。

イ ネットワーク構築

(ア) 令和6年7月に確実に稼働できること。

ウ サポート体制

(ア) システム導入については、市の業務に支障がない導入計画を策定すること。

(イ) クライアント端末にソフトウェアのインストールを実施する場合、市の情報システム担当者と協議のうえ、業務に支障がないように計画書を策定すること。

(ウ) システムに関する操作説明書については、製本したものを20部、PDF形式等電磁的に記録した媒体（CD-ROM等）を2部納品すること。

- (エ) システム導入時には、職員を対象とした操作研修会を最低2回は実施すること。人事異動などで所管課が操作研修を必要と認めた場合は、操作研修会の開催を協議すること。操作研修会に必要な資機材は、納入システム業者にて用意すること。
- (オ) 介護診療報酬初回請求時及び人事異動後の初回請求時には立会いをすること。
- (カ) 稼働後の運用フォローを行うこと。
- (キ) コールセンターの利用ができること。
- (ク) ファクシミリやメールでの質問も受け付けできること。
- (ケ) 機能追加及び関連する法改正などのプログラム提供ができること。

エ 保守

- (ア) システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問い合わせ等に対し、保守業務担当者が配置され、迅速かつ適切に対応できる体制を整備すること。また、機器の修理が必要となった場合、迅速に対応すること。
- (イ) バックアップデータの保守管理や、障害発生に備えた危機を冗長化対策し、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (ウ) 操作方法などの問い合わせに対する質問に対し、電話、ファクシミリ、又は電子メールで対応できること。
- (エ) システム運用期間中に、同じシステムの改良版が完成した場合にはそれを提供するものとし、インストール及びそれに付帯する関係資料を供与の上、継続的にシステムを正常かつ円滑に運用できる環境を整えることとする。なお、改良版の提供を行う際は、事前に市と協議して実施すること。

オ 納入方法等

- (ア) クライアント及びタブレット端末にソフトウェアのインストール作業を実施するものとする。令和6年6月30日までに納入すること。

カ 管理、セキュリティ機能

- (ア) 訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所の各種作業権限をユーザーごとに設定できること。
- (イ) クラウドサーバー、クライアント端末のいずれかに使用履歴情報を蓄積できること。
- (ウ) システム管理者は、ログインをしているユーザー名、開始した時刻及びログイン時刻を確認できること。

4 機器仕様

- (1) クライアントパソコン環境は、下記のスペック条件下で稼働すること。

ア OS	: Windows 10 Pro 64bit Windows 11 Pro 64bit
イ CPU	: 2.0GHz 以上
ウ メモリ	: 8GB 以上
エ SSD	: 128GB 以上
オ ディスプレイ	: WXGA(1280×768~800) 以上

(2) タブレット環境は、下記のスペック条件下で稼働すること。

- ア OS : iPadOS 15 以上
- イ CPU : A13 Bionic チップ以上
- ウ 容量 : 64GB 以上
- エ ディスプレイ : 2,160 × 1,620 ピクセル以上
- オ SIMカード : nano-SIM もしくは eSIM スロット搭載モデル

5 システム概要

(1) 共通台帳

- ア サービス利用者（以下「利用者」という。）を共通データベース上で一元管理できること。
- イ 認定有効期限切れの利用者を操作画面にて常に把握できること。
- ウ 利用者の画像データをシステム内に取り込む事が可能なこと。
- エ 利用者を担当のケアマネージャーや職員、性別、要介護度毎で絞込み表示ができること。
- オ 利用者、関係者、関連機関に対して抽出したデータを一覧で作成できること。
- カ フェースシートの加工や印刷は必要な部分（情報）のみ選択し、加工や印刷が可能なこと。
- キ 障害の状況把握のため、システムログの管理機能を有すること。

(2) 訪問看護（業務管理）

- ア サービス利用状況を日毎、週毎、月毎、利用者毎、職員毎などで確認できること。
- イ サービス予定情報の画面から職員の配置ができること。
- ウ 訪問看護計画書の作成ができること。計画書に関しては複写や加工による施設独自フォーマットの作成もできること。
- エ 実施サービスよりサービス提供時間の出力や職員の実績数値の出力ができること。
- オ 配置した職員情報より、指定した期間の訪問実績集計出力や訪問実績実務経験確認書の作成ができること。
- カ 訪問先でスマートデバイス（タブレット）による看護記録Ⅱ、計画書、報告書等の入力ができること。

(3) ケア記録の管理

- ア 記録項目の選択肢（マスタ）は、厚生労働省、又は訪問看護財団の標準仕様であること。必要な場合により、追加・変更が可能なこと。
- イ 利用者ごとにバイタル、食事、体重、排泄、水分の情報が管理でき、登録された情報を元に、個人記録に反映する機能を有すること。
- ウ 記録帳票関連に関しては、厚生労働省、又は訪問看護財団の標準仕様の様式を利用できること。事業所が管理する項目が必要と判断した場合、項目を合わせる事が可能であること。
- エ 事故や特別な行動事例については固有の管理項目を持ち、その情報の検索、抽出及び統計資料を作成できる機能を有すること。

(4) 居宅介護支援

- ア アセスメント管理ができること。なお、愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会のアセスメントツールを利用できる場合はアセスメント管理ができるとみなす。

- イ 認定情報やアセスメント・計画書・モニタリングの作成日を一覧で確認できること。
- ウ ニーズ・課題点をもとに、標準化されたケア項目を選択することで、ICFに準拠した内容の抽出、又は、ICFに準拠した内容での計画書2表を作成できること。
- エ 基本チェックリスト、介護予防サービス・支援計画書の作成ができること。
- オ 会議録・モニタリング・支援経過の作成ができること。
- カ 利用者の進捗管理が一覧で確認できること。
- キ 利用票や提供票の作成は前月分や週間計画より複写ができること。
- ク サービス事業所の加算情報について履歴やマスタ管理で設定でき、その加算情報が利用票や提供票作成時に反映できること。
- ケ 同一ネットワーク内のサービス事業所からの提供票実績データの取り込みができること。
- コ 集中減算の判断できる統計資料の作成ができること。
- サ ネットワーク外のサービス事業所からの提供票実績データが取り込みできること。ケアプランデータ連携システムの対応ができること。

(5) 各請求業務管理

- ア 今回実施する介護サービス事業においての利用料請求、介護保険及び医療保険の請求ができること。
- イ 利用請求書や領収書に任意のコメントを表示できること。
- ウ 利用料請求書類には利用者本人以外の支払者宛で作成ができること。
- エ 1利用者が施設内で複数サービスを使用されている場合に、利用者請求書を1通にまとめられること。
- オ 利用料請求書類には必要に応じて画像登録ができること。ロゴや印影を複数印字する可能性があることも考慮すること。
- カ 銀行引き落とし（口座振替）サービス用のデータ作成ができること。
- キ 宛名シール作成ができること。
- ク 介護サービス費や利用料請求額の決算資料を帳票類、ワード、エクセル及びCSV形式などで作成できること。
- ケ 訪問看護レセプト（医療保険請求分）の電子化及びオンライン請求の対応ができること。

(6) その他

- ア 職員毎、グループ毎にパスワード設定が可能であり、メニューの機能権限設定ができること。
- イ 操作ログの管理が、ベンダー側、又はユーザー側で閲覧できること。
- ウ 主な管理資料（特に利用者基本情報、請求情報）について、CSVへの出力ができること。
- エ 職員間の申し送りができること。

(7) 発展性

- ア 医療機関と併設、又は同一開設者である場合など、医療機関側の電子カルテシステムや基幹システムとの情報共有や情報連携を行った実績や検討をしたことがあること（現段階で未開発でも可）。

6 その他

- (1) この仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。
- (2) 翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することとする。